

**災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の
推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自
衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業
に係るもの)**

業務細則

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 (災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業に係るもの)業務細則

(目的)

第1条 この業務細則は、一般財団法人エルピーガス振興センター(以下「振興センター」という。)が定める災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業に係るもの)業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業に係るもの)(以下「補助金」という。)の申請の手続等を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この業務細則で使用する用語は、特に定めのない限り、業務方法書において使用する用語の例による。

(リースの定義)

第3条 業務方法書第4条第1項及び第8条で規定するリースとは、業として行うリースに限るものとする。

(補助対象設備等)

第4条 業務方法書第4条第2項第1号で規定する業務細則に定める機器は、次のとおりとする。

(1)「石油ガスを貯蔵する容器」として「シリンダー容器」で供給する場合は、次のとおりとする。

イ。「シリンダー容器」は、50kgシリンダー容器とし、6本以上設置することを基本とする。ただし、振興センターが認めた場合はその限りではない。

ロ。「石油ガスの供給に必要な設備」は以下の機器とする。なお、①②⑤については、必ず設置又は装備していなければならない。③については④を供給設備側に設置をする場合に、その系統配管に必ず設置をすること。④については災害時のガス利用の想定から必要な個数を判断すること。

- ① 張力式ガス放出防止器付高圧ホース
- ② 供給ユニット(自動切替式圧力調整器を装備したものであること)
- ③ マイコンメーター(ガス栓ボックス専用の物に限る)
- ④ 配管の末端にガス栓を10個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス(防滴型)で保護し、固定設置接続すること。
- ⑤ シリンダー容器の転倒防止のための2重以上のボンベチェーン等や安全対策のための容器収納庫(容器専用に限る。)及びガード等の設置
- ⑥ 蒸発器(第3号の各々のユニットを稼働させるためLPガス発生量を補う最小限のものを設置できるものとする。且つ大規模災害時等に系統電力の供給が途絶した場合でも使用できること。)
- ⑦ 残ガス警報通信設備や集中監視システム装置など、振興センターが個別に必要であると認めた設備又は機器等

イ、ロの補助対象となる購入容器、機器、設備は全て新品で未使用の物に限る。

- (2) 「石油ガスを貯蔵する容器」として「バルク容器」で供給する場合は、次のとおりとする。
- イ. 「バルク容器」は、容器の容量が290kg以上3,000kg未満の機器とする。また、災害時に活用される次号で規定する各LPガスユニットが使用目的に対して、十分な性能発揮や稼働時間が賄えるよう、適正な容量及び供給能力を有するものとする。
- ロ. 「石油ガスの供給に必要な設備」は以下の機器とする。なお、以下の①④については、必ず設置又は装備されていなければならない。②については③を供給設備側に設置する場合に、その系統配管に必ず設置をすること。③については災害時のガス利用の想定から必要な個数を判断すること。
- ① 供給ユニット(圧力調整器等)
 - ② マイコンメーター(ガス栓ボックス専用の物に限る)
 - ③ 配管の末端にガス栓を10個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス(防滴型)で保護し、固定設置接続すること。
 - ④ バルクベース(災害発生時において、コンクリートベース等が当該「バルク容器」及び「石油ガスの供給に必要な設備」を保護するのに十分な強度が担保できる場合又は地下埋設で設置する場合を除く。)
 - ⑤ 補助対象設備を保護するためのガードパイプや法令順守のための防護壁等
 - ⑥ ガス検知器又はガス漏れ警報通信設備
 - ⑦ 残ガス警報通信設備又は集中監視システム設備
 - ⑧ 支柱ユニット
 - ⑨ 蒸発器(第3号の各々のユニットを稼働させるためLPガス発生量を補う最小限のものを設置できるものとする。且つ大規模災害時等に系統電力の供給が途絶した場合でも使用できること。)
 - ⑩ その他、振興センターが個別に必要と認めた設備及び機器等
- イ、ロの補助対象となる購入容器、機器、設備は全て新品で未使用の物に限る。
- (3) 前各号で定める機器と組み合わせて、下記の①、②、③のいずれかのユニットを一つ以上必ず購入し、設置しなければならない。④は①、②のいずれかのユニットを一つ以上組み合わせて購入し、設置しなければならない。ただし、補助事業者自らが購入又は既に設置している機器等を活用する場合を除く。
- なお、令和元年度補正に限り、下記の①の設置は必須とする。ただし、既にLPガス発電機(コジェネレーションを含む。)を補助対象設備の設置施設に設置している場合は、この限りではない。
- また、1つの機器で複数の機能を持つものも対象とするが、①、②、③又は④のいずれかに該当する範囲に限る。
- ① LPガス発電機ユニット(コジェネレーションを含む。)
 - ② LPガス空調機器ユニット(GHP)
 - ③ LPガス燃焼機器ユニット(炊き出しセット、コンロ、炊飯器、給湯器(ボイラー含む)、ガスストーブ、ファンヒーター)
 - ④ LPガス簡易スタンドユニット
- (4) 前号の①、②、③及び④で規定する各ユニットは、LPガスを燃料とするもので、かつ第1号又は第2号から燃料が供給されなければならない。
- (5) 規定する各ユニットのうち、ポータブル発電機、炊き出しセット、コンロ、炊飯器、ガスストーブ、ファンヒーターは、災害時のみに使用されるものに限る。ただし、点検又は訓練で使用される場合を除く。
- (6) 補助対象石油設備は、別表1のとおりとする。

記載されている補助対象設備は、災害時にのみ使用することができる。ただし、点検又は訓練で使用される場合を除く。

また、補助対象となる購入容器、機器、設備は全て新品で未使用の物に限る。

- (7) 第1号、第2号、第3号、第6号で定める設備は、災害時に備え、原則として年1回以上の定期的な使用訓練を行わなければならない。
 - (8) 補助対象設備については、災害時に避難所として使用する場所でライフラインの機能を維持するため等に使用する設備に限る。
- 2 業務方法書第4条第2項第2号に規定する業務細則に定める仕様及び設置工事の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 前項に規定する設備及び機器等は、国内の関係法令等の基準を満たしたものであり、かつ、国内での販売又は設置が認められているものに限る。
 - (2) 前項 1 号イ. に規定するシリンダー容器を設置する場合は、張力式ガス放出防止器付高圧ホースで接続し、ボンベチェーン等を2重以上に施す等、転倒防止や安全対策を行い、必要に応じ防護柵等を設けること。
 - (3) 前項2号イ. に規定するバルク容器を地上に設置する場合は、法令基準を満たす高さ以上のコンクリート等、強度のあるものの上に設置する他、原則としてバルクベース(C型鋼又はH型鋼製スキッドベース)の上にバルク容器等を固定すること。また、必要に応じ周囲に防護柵等を設けること。
 - (4) 削除
 - (5) 前項3号の①、②、③及び④また6号の設備は、系統電力、都市ガス、水道の供給が途絶した場合でも自立して稼働できる仕様でなければならない。
 - (6) 前項3号の①、②、③及び④で規定する各ユニットまた6号の設備のうち、各構成機器又は設備は、あらかじめ災害時に使用する目的及び用途を申告し、適正な能力を有するものでなければならない。
 - (7) LPガス配管については、常用・非常用配管に限らず、すべて補助対象外とする。但し、第4条第1項口. ②及び第2項口. ①の供給ユニットに含まれるLPガス配管は補助対象とする。また、電気配線については、第4条第1項口. ⑥、⑦及び第2項口. ⑥、⑦、⑨、⑩への接続系統配線を除き、すべて補助対象外とする。但し、電源切替盤については補助対象設備とする。
 - (8) 前項3号の①の設備で、ポータブル発電機を設置型発電機として代用設置する場合は、LP ガスのみを燃料として使用し、LP ガス配管と固定接続し電気配線が接続をされていること。
 - (9) 地面に設置する非常用発電機、GHP 室外機については必要最低限の基礎工事を認める。また水害等の災害対策を目的とした必要最低限の嵩上げ工事を認める。
 - (10) 交付決定後の補助対象設備、補助対象設置工事で発生する振興センターが認める管理費等の諸経費
- 3 業務方法書第4条第2項第3号の①災害発生時に避難所まで避難することが困難な者が多数生じる施設、②公的避難所、③一時避難所となり得るような施設に規定する設置場所は、次のものをいう。
- (1) 「災害発生時に避難所まで避難することが困難な者が多数生じる施設等」とは、入院施設のある医療施設、透析病院、入所施設のある社会福祉施設(高齢者施設および障がい者施設)、デイケアサービス、0 歳児の入園を可とする保育園をいう。
 - (2) 「公的避難所(市区町村が災害時に避難所として指定した施設)」とは、地方公共団体によって所有される公共施設のうち、災害時に避難所として利用される、自治体庁舎、学校、公民館、体育館などの公共施設をいう。
 - (3) 「一時避難所となり得るような施設」とは、民間等が所有する工場、事業所、商業施設、私立学校、旅館、マンションなどの施設又は敷地のうち、市区町村が災害時

に当該施設等を避難所として活用できることを認知しているものをいう。

(4) 前号における市区町村の認知は、協定書や覚書等で明確に確認できるもののほか、市区町村のホームページでの公表や地方公共団体からの証明書など、いずれの形式であっても認知を明確に確認できるものであれば、これを問わない。

(5) 第2号に規定する市区町村の認知は、交付申請書の提出日までに受けなければならない。また、前号に該当する場合も同様とする。

- 4 業務方法書第4条第3項に規定する「3日以上の石油ガス」とは、第7条に規定する交付申請書の添付書類である燃料消費量計算書により、設置予定のLPガスを貯蔵する容器の貯蔵上限量の合計の50%に当たる量が、災害時3日間に使用する設備が全て適正に稼働するために必要な消費量を賅うために必要なLPガスの量を上回るものとする。ただし、補助の適切性確保のため貯蔵上限量の合計の50%が7日間使用分のLPガスの量を超えないようにする。
- 5 業務方法書第4条第2項3号④の液化石油ガススタンドについては、前項の要件を満たすことと併せて、発電機(石油製品によって稼働する発電機を設置する場合は、前項の「LPガス」は、「石油製品」に読み替えることとする。)の設置を必須とする。
- 6 業務方法書第4条第3項に定める「石油製品を貯蔵する容器」は、別表2の通りとする。
- 7 石油製品を貯蔵する容器には、災害時に備えて、石油製品タンク等の3日以上稼働に必要な燃料を備蓄しておくとともに、災害時には当該事業者と連携して、備蓄した燃料の費消に備え、石油製品設備の稼働継続に必要な燃料の確保につとめること。

(機器の品番)

第5条 削除

(募集方法及び期間)

第6条 振興センターは、業務方法書第6条に規定する補助事業の募集を行うに当たっては、原則として、公募説明会を実施するものとする。

2 振興センターは、申請の受付は期間を区切って行うものとし、補助金の予算の範囲内で交付を行うものとする。

3 振興センターは、災害対策基本法に基づき市区町村が事前に地域防災計画の中で指定した「公的避難所」及び「一時避難所となり得るような施設」については、業務方法書第10条第2項に該当する「国土強靱化地域基本計画」を策定している市区町村に設置されているもの又は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく防災計画の策定において、地震防災対策の強化を推進すべきとされる地域(以下「地震防災対策強化地域等」という。)として指定されている市区町村に設置されるものに、交付を行うものとする。

4 補助事業の募集方法及び期間等は、振興センターが別に定めるものとする。

(交付申請書及び添付書類)

第7条 業務方法書第8条第1項に規定する交付申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。これら交付申請書及び添付書類に記載される補助対象設備については、本補助金の目的に沿って適切に矛盾なく構成されてなければならない。

(1) 交付申請書(様式第1)

本申請書において、申請者、共同申請者は、申請時に記載されている補助事業実施を承認していること

(2) 補助事業の実施に関する添付書類

① 石油ガス災害バルク等又は石油製品タンク等を設置する敷地全体配置図(平面

図)、設備(補助事業で設置する全ての設備、災害時に機能する全ての既存設備、既存の石油ガス供給設備、既存の石油供給設備)の配置図、避難所として使用する場所の図面(平面図)(医療施設と社会福祉施設は災害時に避難困難者が多数発生する施設として建物全体を避難所としての扱いとして認める)

- ② 補助事業対象施設の設置場所に関する確認に係る証明書類
 - ③ LPガス配管図(平面図)又は石油配管図(平面図)
補助対象と補助対象外の区別を明記すること、既存 LP ガス配管又は石油配管がある場合は、既存配管を記載した上でその区別を明記すること
 - ④ 燃料消費量計算書(別紙9)
本計算書は災害時の最大使用時間を想定すること、非常用発電機、空調機器(GHP 等)、及び蒸発器用熱源機の使用時間は、1日当たり 24 時間とすること(但し、設置場所が透析病院の場合、これら補助対象設備の使用時間は、1日当たりの最大透析実施時間とすることも可能)
 - ⑤ 定置式発電機出力計算書(該当する場合)
電気配線図は災害時に稼働するために関係する配線、機器は既存も含め明記すること、定置式発電機出力計算書の負荷機器には、災害時に避難所として機能するために必要な機器のみを過不足なく記載し、他法令で本補助金の補助目的と異なる理由で義務付けされた機器は記載できない
 - ⑥ 購入及び設置工事の予定事業者の選定
 - i) 見積依頼書の写し
指名競争入札の場合、3者以上に依頼すること
 - ii) 見積書の写し
競争入札の場合、補助対象経費が最安となっている者を予定事業者とする こと
 - ⑦ i) 業務方法書第13条第2項に関する契約書(補助対象として経費計上しているもので、外注(請負や設備購入契約又は委託契約をしている場合)(該当する場合)
 - ⑧ 市区町村が当該施設等を避難所として活用できると認知していることが明確に分かる証明書類等(該当する場合)
- (3) 申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書(申請日より遡って3ヶ月以内を取得したもの)、申請日時点の役員名簿(全役員氏名、役職、生年月日が確認できるもの)、直近2ヶ年分の決算報告書(財務諸表に該当するもの。また、2ヶ年いずれかが債務超過でないこと)、ただし、新設の社会福祉法人にあっては決算報告書(直近2ヶ年)の提出ができなくてもよい。申請者が法人以外の場合は、事業内容を示すもの、直近2ヶ年分の納税証明書(その2)。以上のうち、振興センターが提出を求める公的証明書については、いずれも申請日より遡って3ヶ月以内を取得したものとする。
- (4) 交付申請に際しては、以下のいずれかにも該当しないものとする。
- ① 申請する補助対象経費に対して、他の国の補助金の重複受領がある場合、及び当補助金で申請する補助金交付申請額と、同じ補助対象設備に対する地方公共団体からの補助金の合計額が、本補助金での補助対象経費を上回る場合
 - ② 本補助金への申請を法人、組織として了解をしていない場合
 - ③ 想定される災害時の対応において、系統電力、都市ガス、水道が全て停止している状態を前提としていない以下の場合
 - イ. 水道が途絶した場合に貯水槽の水や井戸水が使えないにも関わらず、ボイラーや給湯器を導入する場合
 - ロ. 都市ガス GHP 等を稼働させる目的で発電機を導入する場合及び都市ガス用燃焼機器を稼働させる目的で設備機器を導入する場合
 - ④ 申請入力シートに必要事項の記載がなく、空白がある場合

(5) その他振興センターが提出を求める書類

2 申請後、審査の過程で申請時に提出した上記書類間の内容に不整合が生じた場合、振興センターが記載内容の修正を求めることができる。ただし、以下の①～④の記載事項について審査にて修正が必要と判断した場合、また申請内容から必要とする書類が全て提出されていない場合には、申請受付を不受理とする。なお、公募期間内であれば、修正の上で再度申請することは可能。また次回に公募がされる場合は、再申請は可能とする。なお、提出申請書類の審査は提出受付順とする。

- ① 申請者名及び共同申請者名
- ② 主要な補助対象設備(供給設備、非常用発電機、空調設備機器(以下主要補助対象設備という))の構成(仕様、台数、規格(容量、能力等))
- ③ 補助対象設備費、補助対象設置工事費、補助金交付申請額
- ④ 燃料消費量計算書(別紙9)の備蓄日数及びそれを計算する構成項目

(補助金の交付決定等)

- 第8条 業務方法書第10条第3項に規定する交付決定通知書は、様式第2とする。
- 2 業務方法書第10条第8項に規定する交付決定次点通知書は、様式第3とする。
- 3 業務方法書第10条第9項に規定する不採択通知書は、様式第4とする。

(審査委員会での配慮事項)

第9条 業務方法書第9条第1項に基づき設置される審査委員会は、業務方法書第10条第1項により付議された申請を審査するときは、業務方法書第9条の規定により別に定める運営規定のほか、次の事項に配慮しなければならない。

- (1) 予算を超過する申請があった場合は、(2)の優先順位で採択するものとする。また、優先順位は審査委員会運営規程の審査手順にて審査委員会で定める。
- (2) a～dの優先順位で採択するものとする。a～dのそれぞれの中で同順位の場合は、施設の機能維持に必要な燃料の保有日数の多い順に採択し、更に保有日数が同順位の場合は次の優先順位として賃金引上げを表明証明した事業者を採択し、更に次の優先順位として「パートナーシップ構築宣言」を表明登録した事業者を採択し、また更に次の優先順位としてワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者を採択するものとする。なお、特定の地域に集中して申請があった場合など、審査委員会における審査の結果、優先順位が前後することもある。
 - a. 公的避難所: 指定避難所、福祉避難所を優先
 - b. 医療施設: 入院施設のある施設、透析病院
 - c. 社会福祉施設等: 福祉避難所を最優先、入所施設は次点
 - d. 一時避難所となり得るような施設
- (3) 第2号dで定める一時避難所となり得るような施設の優先順位をb、cに優先してaの次点とする。ただし、過去年度に本補助金を交付され設備を設置している既存の一時避難所が、同一市区町村の行政区域内半径 2km未満にある場合は、優先順位をこれまで通りのcの次点とする。

(交付申請取下書)

第10条 業務方法書第11条に規定する交付申請取下書は、様式第5とする。

(補助事業の開始及び完了)

- 第11条 業務方法書第12条第1項に規定する補助事業の開始は、補助事業に係る設備及び設置工事を最初に発注した日とし、交付決定日以降とする。
- 2 業務方法書第12条第2項に規定する補助事業の完了とは、補助事業に係るLPガス設

備等又は補助事業に係る石油設備等の購入及びその設置工事等が終了し、かつ、補助事業に要する経費の支払いが全て完了していることをいう。

(契約等)

第12条 業務方法書第13条第1項に規定する契約については、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合には、3者以上からの見積書を取った上で契約することができるものとする。(3者以上から見積書が取得出来ない場合は相当な理由を記載した書面を提出すること)

2 業務方法書第13条第2項に関する契約書を締結する場合には、当該契約書の写しを提出すること。

(計画変更承認申請等)

第13条 業務方法書第15条第1項に規定する計画変更等承認申請書は、様式第6とし、その提出期限は、原則として当該計画変更等承認申請に係る事業実施前までとする。

2 業務方法書第15条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資すると考えられる場合

(2) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない補助事業の細部の変更である場合

3 申請書において申請された補助対象設備費および補助対象設置工事費の記載修正及び業務方法書第15条第3項に記載の交付決定額の変更は計画変更承認申請書および計画変更届出書による修正のみとし、計画変更承認申請書および計画変更届出書においての修正は、補助対象設備、補助対象設置工事費それぞれの減額修正のみとする。

4 業務方法書第15条第1項のただし書きに規定する計画変更等届出書は、様式第7とし提出期限は事業完了日前までとする。ただし、提出期限までに提出が無く、実績報告書審査のために振興センターが必要と認める場合は、期限後も提出を求めることができる。

5 業務方法書第15条第2項に規定する計画変更等承認結果通知書は、様式第8とする。

(実施状況報告書)

第14条 業務方法書第16条に規定する実施状況報告書は、様式第9とする。

(計画遅延等承認申請書等)

第15条 業務方法書第17条第1項に規定する計画遅延等承認申請書は、様式第10とし、その提出期限は、交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月31日までとする。

2 業務方法書第17条第2項に規定する計画遅延等承認結果通知書は、様式第11とする。

(実績報告書及び添付書類)

第16条 業務方法書第18条第1項に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実績報告書(様式第12)

(2) 補助事業の実施報告に関する添付書類

① 購入及び支払いに伴う書類、補助事業の実施の順番に整合した日付、補助事業者、あるいは共同補助事業者が実施したことが確認できること

② 燃料消費量計算書(別紙9)

③ 「災害時における避難所の運用」についての説明書(別紙10)

④ 災害時使用機器(発電機等)の試運転報告書(該当する場合)

⑤ 機器等の写真、写真台帳については設備(設置された供給設備、発電機、空調

室外機)の写真を貼付提出すること。また台帳および写真には撮影日付を記載することとし以下のイ・ロ・ハの写真在台帳に添付すること。

イ. 設置前写真

ロ. 設置工事写真(設置工事中の写真で、尚且つ写真には作業員を入れること)

ハ. 設置後写真(設置された供給設備、発電機、空調室外機については仕様・規格・製造番号・台数が判る写真を台数毎に貼付。シリンダー供給の場合は張力式ガス放出防止器付高圧ホースで接続し、ボンベチェーン等を2重以上に施していることが明確に分かること。空調機器室内機含めた補助対象設備はすべて添付)

⑥ i) 業務方法書第13条第2項に関する契約書と補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料(該当する場合)

ii) リース契約書の写し・リース料金減額証明書の写し(別紙3)(該当する場合)

⑦ 誓約書(別紙4-1又は別紙4-2のいずれか)

⑧ 石油ガス災害バルク等の設置に係る法律上の許認可の写し(該当する場合)、又は石油製品タンク等の設置に係る法律上(消防関係)の届出書類の写し(該当する場合)

⑨ 市区町村が当該施設等を避難所として活用できると認知していることが明確に分かる証明書類等(該当する場合)

⑩ 取得財産等管理明細表(様式第22)

⑪ 補助事業者の固定資産台帳の写し、補助事業で取得した財産を記載した固定資産台帳の写しが実績報告時に提出できない場合はその理由を記載した書類

(3) その他振興センターが提出を求める書類

(確定通知書)

第17条 業務方法書第19条第1項に規定する確定通知書は、様式第13とする。

(消費税等の仕入控除額の確定報告書等)

第18条 業務方法書第20条第1項に規定する消費税等仕入控除税額の確定報告書は様式14とする。

2 業務方法書第20条第2項に規定にする返還命令書は様式15とする。

(補助金の請求)

第19条 業務方法書第21条第2項に規定する精算払請求書は、様式第16とする。

2 業務方法書第21条第3項に規定する提出期限は、業務方法書第19条に規定する確定通知書を補助事業者が受理した日から7日以内とする。

(交付決定の取消し等)

第20条 業務方法書第22条第2項に規定する交付決定取消通知書は、様式第17とする。

2 業務方法書第22条第2項に規定する交付決定内容等変更通知書は、様式第18とする。

(補助金の返還命令書)

第21条 業務方法書第23条第1項に規定する返還命令書は、様式第19とする。

(災害時における石油ガス災害バルク等および石油製品タンク等の稼働状況報告)

第22条 業務方法書第24条に規定する補助対象LPガス設備および補助対象石油設備の稼働状況報告書は、様式第20とする。

2 業務方法書第24条に規定する災害とは次のものとし、補助対象LPガス設備および補助対象石油設備が設置された市区町村及び隣接する市区町村で災害が発生した場合は、速やかに前項による報告を振興センターに行うものとする。

- (1) 暴風
- (2) 豪雨
- (3) 豪雪
- (4) 地震
- (5) 津波
- (6) 噴火
- (7) その他、振興センターが必要と認めた場合

(取得財産等管理台帳等)

第23条 業務方法書第25条第2項に規定する取得財産等管理台帳は、様式第21とする。

2 業務方法書第25条第3項に規定する取得財産等管理明細表は、様式第22とする。

(取得財産等の処分の制限等)

第24条 業務方法書第26条第3項に規定する財産処分または変更の承認に係る申請書は様式第23とする。

2 財産処分のうち、補助目的たる事業を第三者に遂行させるための譲渡等については、下記の①から④の条件を付すことで、当該財産処分申請を承認することが出来る。

- ① 当該財産の処分を完了したときは、速やかに報告書を作成し提出をする。
- ② 報告書には譲渡成立が確認できる書類を添付する。
- ③ 当該財産の譲渡を受ける者は、当該財産を補助目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供するなど新たに処分をしようとするときは、あらかじめ振興センターの承認を受けることを遵守する旨を確約する証憑を報告書に添付する。
- ④ その他、必要に応じ振興センターが求める条件。

3 前項の財産処分申請の承認は、上記①から④の条件を満たさない場合、その承認を取り消す。

(補助事業完了後の調査)

第25条 振興センターは、業務方法書第29条に基づき、過年度において振興センターが執行した本補助金で整備された施設を管理する補助事業者に対し、その適切な維持管理、定期的な設備の使用訓練等に関して報告を求め、現地調査等を行うことができる。

2 上記の調査等により、施設の運用管理に関する連絡先等の変更および振興センターが変更届の提出が必要と判断した事項があった場合の変更報告書は、様式第24とする。

附則 本規則は、平成31年4月18日から施行する。

附則 本規則は、令和2年5月21日から施行する。

附則 本規則は、令和3年5月19日から施行する。

附則 本規則は、令和4年2月28日から施行する。

附則 本規則は、令和4年5月27日から施行する。

附則 本規則は、令和4年12月13日から施行する。

附則 本規則は、令和5年2月24日から施行する。

附則 本規則は、令和5年5月26日から施行する。

附則 本規則は、令和6年5月24日から施行する。

附則 本規則は、令和7年4月22日から施行する。

別表1 補助対象石油設備

補助対象	補助対象経費
<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品を貯蔵する容器(燃料の注入口から注油機構(使用機器との接続部までを含む)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に係る土間等解体工事 ・タンク設置工事 ・注油口設置工事 ・タンク、本体、油面計、漏洩検知装置 ・配管工事、電気工事 ・運搬費 ・仮設費 ・現場管理費 (地上タンクの場合、上記に加えて) ・防油堤工事 ・油水分離槽
<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品を貯蔵する容器、当該設備に接続する燃焼機器及び発電機(容器と連結していなくても、容器に貯蔵する石油製品によって稼働させる燃焼機器及び発電機を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理、炊飯に供する機器 ・暖房機器 ・発電機本体、切替盤 ・発電機設置に係る設置工事、配管工事、排気管工事、電気工事、消防対応工事 ・運搬費 ・現場管理費

別表2 補助対象とする石油製品を貯蔵する容器及び内容量

<ul style="list-style-type: none"> ・設置する容器の合計実質容量が次の容量以上で、且つ条例に定める「少量危険物」以上に該当すること。但し、携行缶やポリタンク等の容器は除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・揮発油 : 90L ・軽油 : 450L ・灯油 : 450L ・重油 : 900L
<ul style="list-style-type: none"> ・構造等の技術上の基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法令に基づくもの